

# **逗子市耐震改修促進計画（案）**

令和 3 年 3 月

逗子市



## 目 次

<b>第1章 計画策定の目的</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の目的 .....	1
2. 策定・改定に至るまでの経緯 .....	1
3. 本計画の位置付け .....	2
4. 計画期間 .....	2
5. 市と市民（建築物の所有者・管理者）の取り組み .....	2
<b>第2章 想定される地震被害の規模</b> .....	<b>3</b>
1. 県域内で想定される地震規模 .....	3
2. 想定される地震被害 .....	4
<b>第3章 建築物の耐震化に関する目標設定</b> .....	<b>6</b>
1. 本市の耐震化の対象となる建築物等 .....	6
2. 本市の耐震化の現状 .....	9
3. 耐震化の目標値の設定 .....	17
<b>第4章 建築物の耐震化を促進するための施策</b> .....	<b>21</b>
1. 耐震改修等に係る基本的な取り組み方針 .....	21
2. 耐震改修等の促進を図るための支援策 .....	23
3. 耐震化に向けた環境の整備 .....	26
4. その他の安全対策の推進 .....	27
<b>第5章 地震被害軽減に向けた市民等への意識啓発</b> .....	<b>29</b>
1. ハザードマップの整備 .....	29
2. 指導体制、普及・啓発等の強化 .....	29
3. 地域住民等との連携による普及・啓発活動 .....	30



# 第1章 計画策定の目的

## 1. 計画策定の目的

逗子市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」以下「促進法」という。）第6条第1項に基づき、建築物の耐震化の向上に努め、本市における地震被害の軽減を図るために策定します。

## 2. 策定・改定に至るまでの経緯

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、想定外の大地震により多くの人命が奪われ、未曾有の被害をもたらし、その主たる原因是住宅・建築物の倒壊等によるものでした。国では、これらの教訓を踏まえ、促進法を制定した経緯があります。

その後も、新潟県中越地震や中越沖地震、福岡県西方沖地震、岩手・宮城内陸地震、熊本地震、北海道胆振東部地震など大地震が頻発しています。特に平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらしました（東日本大震災）。このように、大地震はいつどこで起きても不思議ではない状況となっており、東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、その被害は甚大なものと想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

建築物の耐震改修については、国の中央防災会議において、全国の市町村等が積極的に取り組むべき「社会全体の緊急課題」と位置付けられ、さらに建築物の耐震化をより一層推進するために、促進法が平成18年1月に一部改正され、効果的かつ効率的な建築物の耐震改修の実施が強く求められていることから、本市では、こうした経緯を踏まえ、建築物の耐震改修促進化の基本となる本計画を、平成21年3月に策定しました。

その後、国では住宅・建築物の耐震化が遅延していること、南海トラフの海溝型巨大地震、首都直下地震の切迫性を踏まえ、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の一層の促進が必要なことから、平成25年に促進法の一部改正を行い、不特定多数・避難弱者が利用する大規模建築物の耐震診断の義務化、広域防災拠点となる建築物、避難路沿道の建築物についても耐震診断を義務付けることが可能となりました。また、平成31年の大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀との倒壊被害を踏まえ、通行障害建築物に組積造の塀が追加されました。

このように地震対策を促進する必要がある中で、本市では、前計画の計画期間の終了等を受けて、計画改定を行います。

### 3. 本計画の位置付け

耐震改修等の付帯的な取り組みのあり方については、国が「建築物の耐震改修等の促進を図るための基本的な方針（平成30年12月改正）」（以下「基本方針」という。）を定めたことにより、建築物の耐震改修等に関する基本的施策の方向性が明確に示されています。

本市では、これらの法令等に基づき、国、神奈川県（以下「県」という。）との連携に努め、地域の実情に応じた建築物の耐震化の促進に関する施策を立案し、建築物の耐震改修等を着実に推進するための指針となる計画として位置付けます。

さらに、本計画は、国や県の上位計画と本市規定の計画である「逗子市総合計画」「逗子市地域防災計画」等との整合を図りながら、本計画の策定に当たっています。

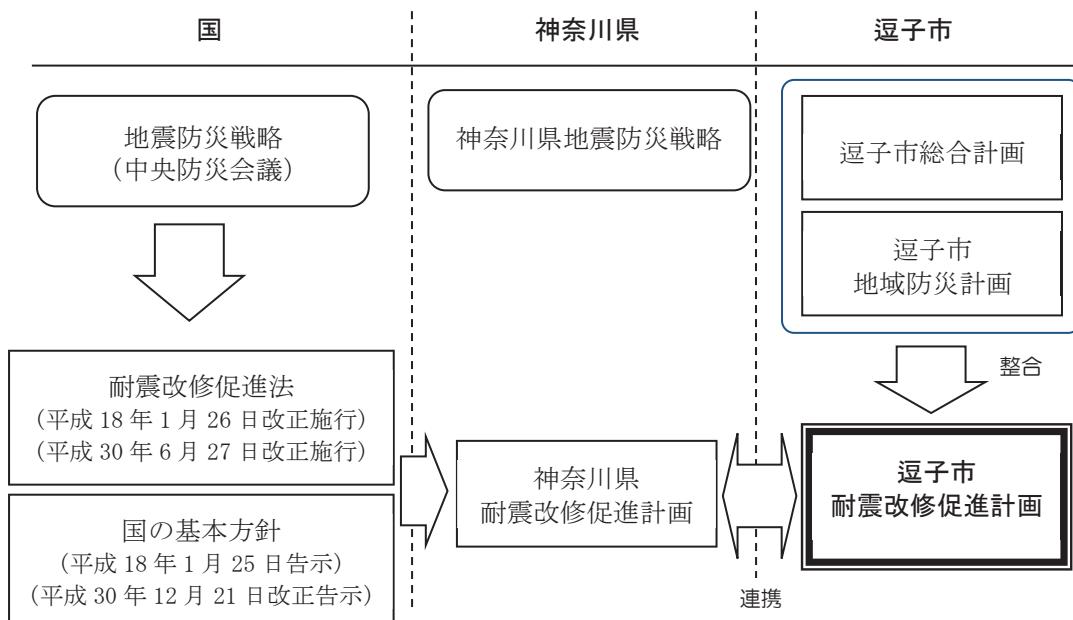


図1-1 逗子市耐震改修促進計画の位置付け

### 4. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間としますが、社会情勢の変化等により必要に応じて5年後に見直しを行います。また、神奈川県耐震促進計画の改定が令和3年度に予定されていることから、当該計画との齟齬が生じた場合は、修正を行うこととします。

### 5. 市と市民（建築物の所有者・管理者）の取り組み

本市は、耐震性の劣る建築物を主な対象とし、その所有者・管理者等に対し耐震診断及び耐震改修の促進について、普及・啓発を図り、必要に応じて耐震診断や耐震改修の補助、意識啓発のための情報提供、その他の措置を講ずるよう努めます。

建築物の所有者又は管理者である市民においては、自己の責任において建築物の地震に対する安全性を確保するよう努力する必要があります。

また、本市が所有・管理する公共建築物については、災害時の避難場所や拠点施設として活用されるもの等を優先的、計画的に耐震化に取り組むものとします。

## 第2章 想定される地震被害の規模

### 1. 県域内で想定される地震規模

神奈川県は、太平洋プレート、フィリピン海プレート、北米プレートが集中する地域に位置するため、地震の起こりやすい地域と言われています。

県では、平成25年度から平成26年度にかけて地震被害想定調査を実施しました。平成23年に発生した東日本大震災の災害調査結果から明らかになった多くの教訓や課題を踏まえるとともに、地震学、地震工学、災害社会学等の最新の知見を取り入れ、構造物の損壊、火災の発生等の物的被害、そこから発生する人的被害等を想定しています。

#### ① 都心南部直下地震

首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震です。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。

#### ② 三浦半島断層群の地震

三浦半島断層帯を震源域とする活断層型の地震です。前回の調査では、モーメントマグニチュード6.9としていましたが、最新の知見からモーメントマグニチュードを変更しています。

#### ③ 神奈川県西部地震

神奈川県西部を震源域とする地震で、逗子市での震度予想は震度4から5弱となっていますが、相模湾内で2～6メートルの津波が予想されています。

#### ④ 東海地震

駿河トラフを震源域とする地震です。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置づけ、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されています。

#### ⑤ 南海トラフ巨大地震

南海トラフを震源域とする地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内的一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響を考慮せざるを得ないものの、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さくなっています。

#### ⑥ 大正型関東地震

相模トラフを震源域とする地震です。1923年の大正関東地震を再現した地震で、国では長期的な防災・減災対策の対象としています。

#### ⑦ 元禄型関東地震（参考）

相模トラフから房総半島東側を震源域とする地震です。1703年の元禄関東地震を再現した地震で、現実に発生した最大クラスの地震であることから、発生確率

が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。

⑧ 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）

元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とする地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。

⑨ 慶長型地震（参考）

南海トラフ沖と相模トラフ沿いを繋ぐ断層を設定し、そこで想定した正断層型の地震です。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

⑩ 明応型地震（参考）

南海トラフから銭洲海嶺に伸びるフィリピン海プレート内の断層を設定し、そこで想定した逆断層型の地震です。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

⑪ 元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震（参考）

相模トラフで発生する海溝型と国府津－松田断層帯の地震が連動発生する地震です。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

## 2. 想定される地震被害

想定される地震被害は、次の表に示した内容となっています。設定条件は冬、平日、18時としています。

表 2-1 想定される地震被害

		① 都心南部直 下地震	② 三浦半島断 層群の地震	③ 神奈川県 西部地震	④ 東海地震	⑤ 南海トラフ 巨大地震	⑥ 大正型 関東地震
モーメントマグニチュード（Mw）		7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2
建物被害	全壊棟数	510	1,080	*	610	1,730	4,100
	半壊棟数	2,440	3,250	150	1,870	2,450	5,570
火災被害	出火件数	*	*	0	0	0	10
	焼失件数	0	410	0	0	0	1,030
死傷者数	死者数	20	50	180	180	500	1,860
	重傷者数	20	40	*	*	*	120
	中等症者数	220	310	10	20	20	840
	軽症者数	310	430	10	20	20	980

※ \* : わずか（計算上 0.5 以上 10 未満） 0 : 計算上 0.5 未満は 0 とした

表 2-2 想定される地震被害（参考地震）

		(7) 元禄型 関東地震	(8) 相模トラフ沿 いの最大クラ スの地震	(9) 慶長型 地震	(10) 明応型 地震	(11) 元禄型関東地 震と国府津-松 田断層帯の連 動地震
モーメントマグニチュード（Mw）		8.5	8.7	8.5	8.4	8.3
建物被害	全壊棟数	5,250	7,900	2,400	3,260	1,730
	半壊棟数	6,190	5,140	2,360	1,930	2,330
火災被害	出火件数	10	20	—	—	—
	焼失件数	1,030	2,160	—	—	—
死傷者数	死者数	6,740	11,460	690	930	4,860
	重傷者数	120	160	*	*	20
	中等症者数	850	1,070	20	20	130
	軽症者数	990	1,140	20	20	130

※ 想定地震⑨⑩⑪の死者数は津波による人的被害とする

※ \* : わずか（計算上 0.5 以上 10 未満） 0 : 計算上 0.5 未満は 0 とした — : データなし

このように地震や津波による多くの建物被害が予想されています。想定される建築物の大規模な被害の軽減のためには、まず、住宅や多くの人が利用する建築物の耐震化を図る必要があります。また、想定される避難者の円滑な通行を妨げることのないよう、幹線道路の沿道における建築物の耐震化をあわせて考慮することが肝要となります。さらに、想定される出火・焼失の被害を軽減するために、危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する建築物の耐震化を図ることが重要なポイントとなります。

## 第3章 建築物の耐震化に関する目標設定

### 1. 本市の耐震化の対象となる建築物等

#### (1) 対象となる建築物

市内の建築物のうち、耐震化の促進を図る対象となる建築物の実情を把握するため、下記の建築物のリストアップをします。

##### ●住宅

市民の生命・財産を保護するため、戸建て住宅・共同住宅などの住宅の耐震化を促進します。

##### ●特定既存耐震不適格建築物

一定規模以上の建築物で、主に新耐震基準(※1)導入以前に建築された、建築基準法を満たさない建築物の耐震化を促進します。

###### ①多数の市民又は不特定多数の人々が利用する建築物

###### ②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

###### ③緊急輸送道路などの防災上重要な道路の沿道の建築物

具体的な特定建築物の用途と規模は、表3-3に示すとおりです。

##### ●公共建築物（特定既存耐震不適格建築物の要件を満たす市有建築物を対象）

公共建築物は、災害時の応急対策の活動拠点や避難所などの重要施設となり、多くの市民が集まることから、耐震化を積極的に推進します。

※1:宮城県沖地震（昭和53年、マグニチュード7.4）等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行された新たな規準のことを「新耐震基準」といいます。

特定既存耐震不適格建築物とは、促進法に定められた用途や規模を満たし、かつ、主に新耐震基準導入以前に建築された、建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物のことです。ただし、耐震化率（※2）の現状の把握に当たって、当該建築物に関して新耐震基準を満たしているか否かを判断する情報が得られないため、本計画では、定められた用途や規模を満たすもの全てを分類集計しますが、この場合、新耐震基準を満たしている建築物も含む意味で「特定建築物」と表記します。

※2:耐震化率とは、新耐震基準で建築された建築物と、新耐震基準施行前に建築された建築物のうち新耐震基準に適合するものの合計が全体に占める割合をいい、次の式で算出します。

$$\text{耐震化率} (\%) = \frac{A + B}{C} \times 100$$

A: 新耐震基準施行後に建築された建築物の棟数  
B: 新耐震基準施行前に建築された建築物のうち、新耐震基準に適合する棟数  
C: 全ての建築物の棟数

## (2)新耐震基準と旧耐震基準との年次区分

本計画では、耐震関係規定に適合しないとみなして、特に耐震化を図る必要のある建築物として、次の理由により昭和 56 年以前に建築された建築物を対象に計画を策定します。

昭和 53 年の宮城県沖地震などの建物被害の状況を踏まえ、昭和 56 年 6 月に新しい建築基準法（耐震基準の抜本的な見直し／新耐震基準）が施行されましたが、これ以前の基準（旧耐震基準）で建築された建築物については、耐震性が確保されていないおそれがあります。

図 3-1 に示すように、阪神・淡路大震災においても、昭和 56 年以前に建築された建築物は相対的に多くの被害が見られました。このことから、昭和 56 年以前に建築された建築物を「旧耐震基準の建物」、耐震基準の抜本的な見直し後に建築された昭和 57 年以降の建築物を「新耐震基準の建物」と区分しています。

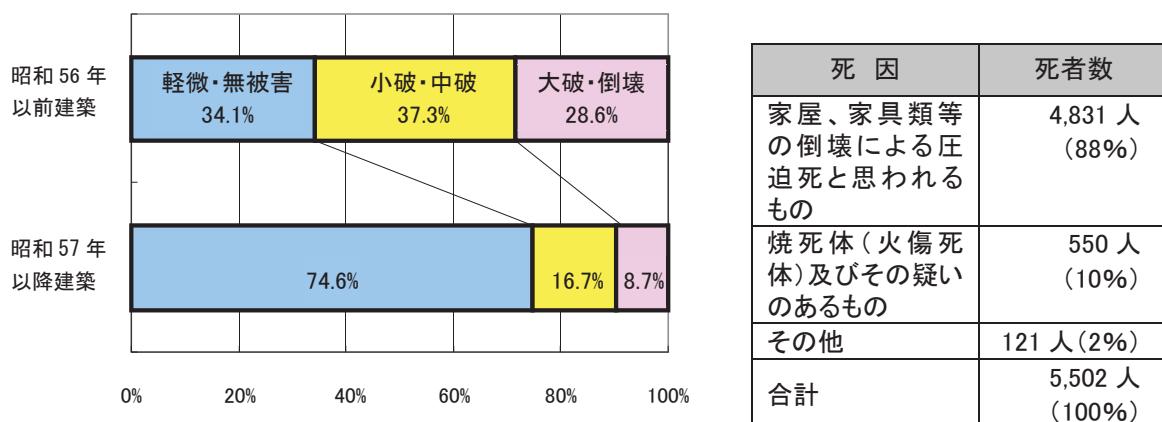


図 3-1 阪神・淡路大震災の建物被害、及び死因別死者数

(資料：(左図) 「平成 7 年阪神・淡路大震災調査委員会中間報告」 旧建設省、  
(右表) 平成 7 年度版「警察白書」)

本計画では、建築物の建築時期を月単位まで明確に把握できないため、昭和 56 年中に建築された全てのものについて新耐震基準を満たさないものと把握し、昭和 56 年と昭和 57 年で旧基準と新基準の区分を行います。

本耐震改修促進計画において対象とする特定建築物の用途は、表 3-1 に示す 5 つの用途です。

表 3-1 耐震化促進の対象となる特定建築物の用途

法	用 途		
促進法第14条第1号	(1) 災害時の拠点となる建築物	市役所、警察署、消防署、幼稚園、小中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等で政令に定める規模以上のもの	公共建築物
			民間建築物
		百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊戯場、美術館、博物館、銀行等で政令に定める規模以上のもの	公共建築物
	(2) 不特定多数の者が利用する建築物		民間建築物
		賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿、事務所、工場等で政令に定める規模以上のもの	公共建築物
			民間建築物
同第2号	(4) 危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する建築物	特定の危険物の種類を一定数量以上、貯蔵または処理する用途に供する建築物として政令に定めるもの	公共建築物
			民間建築物
同第3号	(5) 円滑な避難を困難とする恐れのある建築物	県耐震改修促進計画で指定された緊急輸送道路、防災上重要な道路の沿道において、地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物として政令で定めるもの	公共建築物
			民間建築物

## 2. 本市の耐震化の現状

### (1) 住宅

住宅の耐震化率の現状と今後を見通すため、逗子市固定資産データ（令和2年1月1日）を用いて、住宅の耐震化率を推計した結果を示します。

令和2年1月の本市における住宅の現状を図3-2に示します。昭和57年以降の住宅が約17,800戸で63.7%、昭和56年以前の住宅で耐震性があるものが約3,800戸で14.7%、耐震改修済みが約800戸となっています。昭和56年以前に建築された耐震性が劣るものは約3,200棟で13.5%となっています。

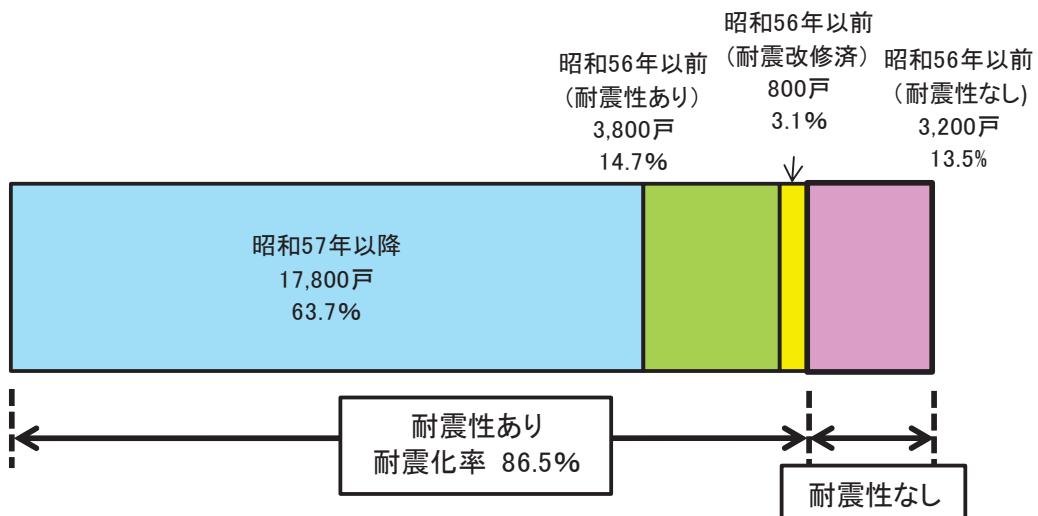


図3-2 令和2年における住宅の現状

※昭和56年以前の住宅で耐震性のあるものの割合は、住宅・土地統計調査を用いた国の推計方法と同様の方法で推計した神奈川県の割合

表3-2のとおり、本市における現状の住宅約25,900戸のうち、耐震性のあるものは約22,400戸で耐震化率86.5%となっています。住宅区分ごとに耐震化率をみると、共同住宅では耐震化率96.4%で耐震化率は95%を超えており、一方、戸建て住宅では、耐震性のあるものは約14,400戸で耐震化率81.8%であり、戸建て住宅の耐震化が大きな課題となっています。

表3-2 令和2年における住宅の耐震化率と分類内訳

令和2年の 住宅状況	昭和57年 以降建築 (戸) ①	昭和56年以前建築(戸)			総数 (戸) ⑥=①+②	耐震性あり (戸) ⑦= ①+③+④	耐震化率 (%) ⑦/⑥
		耐震性 あり ③	耐震改修 済み ④	耐震性 なし ⑤=②-③-④			
共同住宅	5,800	2,500			8,300	8,000	96.4
		2,000	200	300			
戸建て住宅	12,000	5,600			17,600	14,400	81.8
		1,800	600	3,200			
住宅全体	17,800	8,100			25,900	22,400	86.5
		3,800	800	3,500			

※昭和56年以前の住宅で耐震改修済戸数は、耐震改修実績と住宅・土地統計調査による改修戸数

## (2) 特定建築物

具体的な特定建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の用途と規模要件は、表 3-3に示すとおりです。

表 3-3 特定建築物等の用途・規模

用 途		特定既存耐震不適格建築物の規模要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
	病院、診療所		階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	集会場、公会堂		
	展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
	卸売市場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	ホテル、旅館		
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		
	事務所		
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの		
	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
	博物館、美術館、図書館		
	遊技場		
	公衆浴場		階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行		
	その他これらに類するサービス業を営む店舗		
	工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		
	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上で、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
	地震によって建築物が倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあり、その敷地が本計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	全ての建築物

これらの用途と規模要件を満たし、かつ、主に新耐震基準導入以前に建築された、建築基準法の新耐震基準を満たさないものが特定既存耐震不適格建築物です。

#### ア 民間の特定建築物（促進法第14条第1号）

促進法で規定される規模要件を満たす民間の特定建築物を抽出した結果を図3-3に示します。昭和57年以降に建築されたのものは23棟、昭和56年以前に建築されたもので耐震性があるものが10棟、耐震性がないものが11棟です。これらの耐震性がない11棟について、耐震改修の誘導が課題となっています。

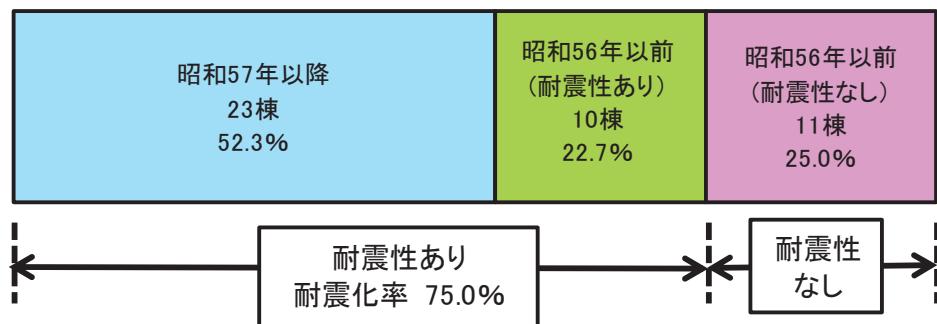


図3-3 民間の特定建築物等の耐震化率の現状（令和2年）

#### イ 公共の特定建築物等（促進法第14条第1号）

規模要件を満たす市有の特定建築物は30棟あり、そのうち昭和56年以前のものが11棟ですが、耐震改修工事の実施等によって全て耐震性が確保されています。

#### ウ 危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する特定建築物（促進法第14条第2号）

危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する特定建築物に関しても、本市において、どのような建築物が存在していて、それらの耐震性がどの程度確保されているかを把握します。

危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する特定建築物の要件は表3-4に示すとおりです。

表3-4 危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する特定建築物の要件

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空包	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2t
ワ 煙火	2t
カ その他火薬を使用した火工品	10t
その他爆薬を使用した火工品	5t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20m <sup>3</sup>
④ マッチ	300マッチトン（※）
⑤ 可燃性のガス（⑥及び⑦を除く。）	2万m <sup>3</sup>
⑥ 圧縮ガス	20万m <sup>3</sup>
⑦ 液化ガス	2,000t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20t 劇物 200t

（※）マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個、約120kg。

このような危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する特定建築物の規模要件を満たすものを抽出した結果を図3-5に示します。昭和57年以降の耐震性のある建築物は18棟で、昭和56年以前のもので耐震改修済施設が1棟です。現状の耐震化率は95.0%です。昭和56年以前に建築されたもので耐震性が不明のものは1棟であり、耐震診断及び耐震改修の必要があります。

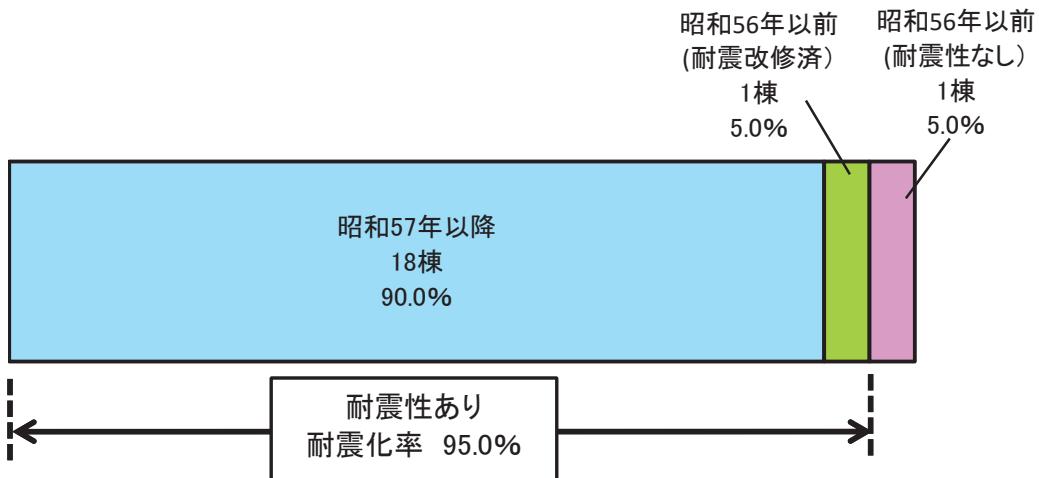


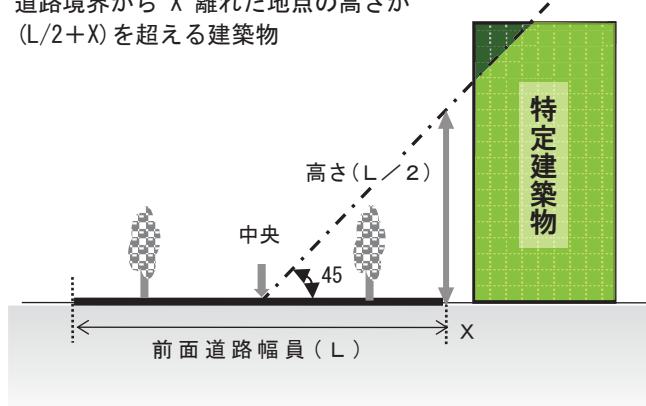
図3-5 危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する特定建築物の耐震化の現状（令和2年）

#### エ 防災上重要な道路を閉塞させるおそれのある沿道の特定建築物（促進法第14条第3号）

避難路等の防災上重要な道路の沿道において、地震が起きた際に道路を閉塞させて円滑な避難を妨げないよう、沿道の建築物に着目し、該当する建築物が本市にどれくらい存在しており、それらの耐震性がどの程度確保されているかを把握する必要があります。

防災上重要な道路の沿道において、地震で建物が倒壊した際に円滑な避難を妨げるおそれのある特定建築物の要件を図3-6に示します。

- ① 前面道路幅員が12mを超える場合  
道路境界からX離れた地点の高さが  
(L/2+X)を超える建築物



- ② 前面道路幅員が12m以下の場合  
道路境界からX離れた地点の高さが  
(6m+X)を超える建築物

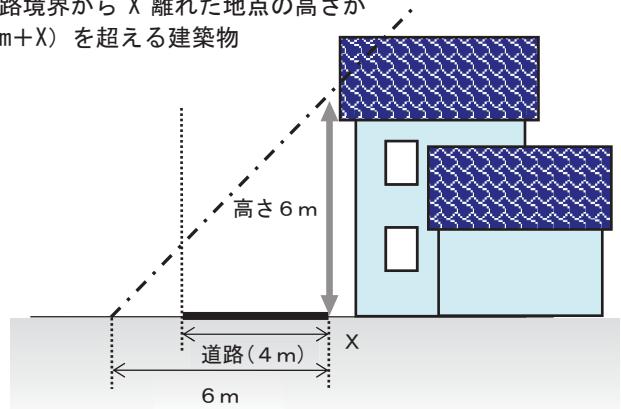
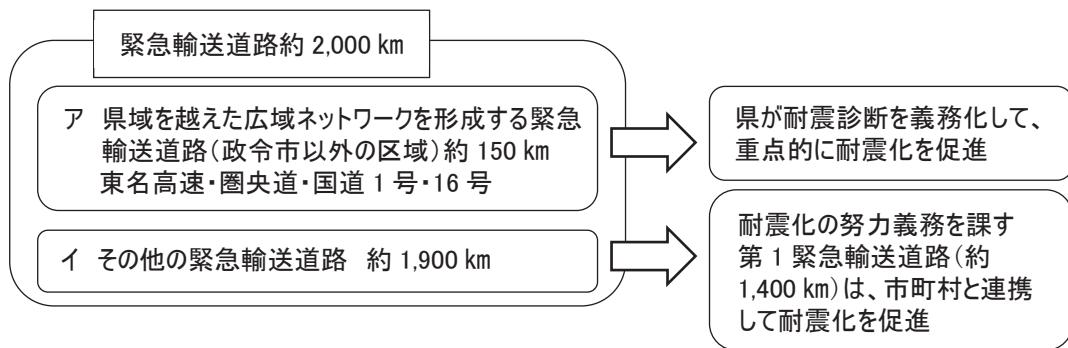


図3-6 円滑な避難を困難とするおそれのある特定建築物の要件

県計画では、県地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路約 2,000 kmについて、次の通り耐震化を促進することとしています。



また、逗子市地域防災計画では、緊急輸送路や避難道路が緊急輸送道路として位置付けられています。地震時に多くの人が広域避難所への避難に利用すると想定される幹線道路から優先的に耐震化に取り組む必要がありますが、一方、幅員の比較的狭い生活道路にまで広げることにより、問題が過大となることもあります。

のことから、本計画では、神奈川県地域防災計画での「緊急交通路指定想定路線」と逗子市地域防災計画での第 1 次緊急輸送路を総合的に勘案し、地震時に通行を確保すべき防災上重要な道路として、国道 134 号線、県道 24 号横須賀逗子線、県道 207 号森戸海岸線を防災上重要な道路として位置づけます。

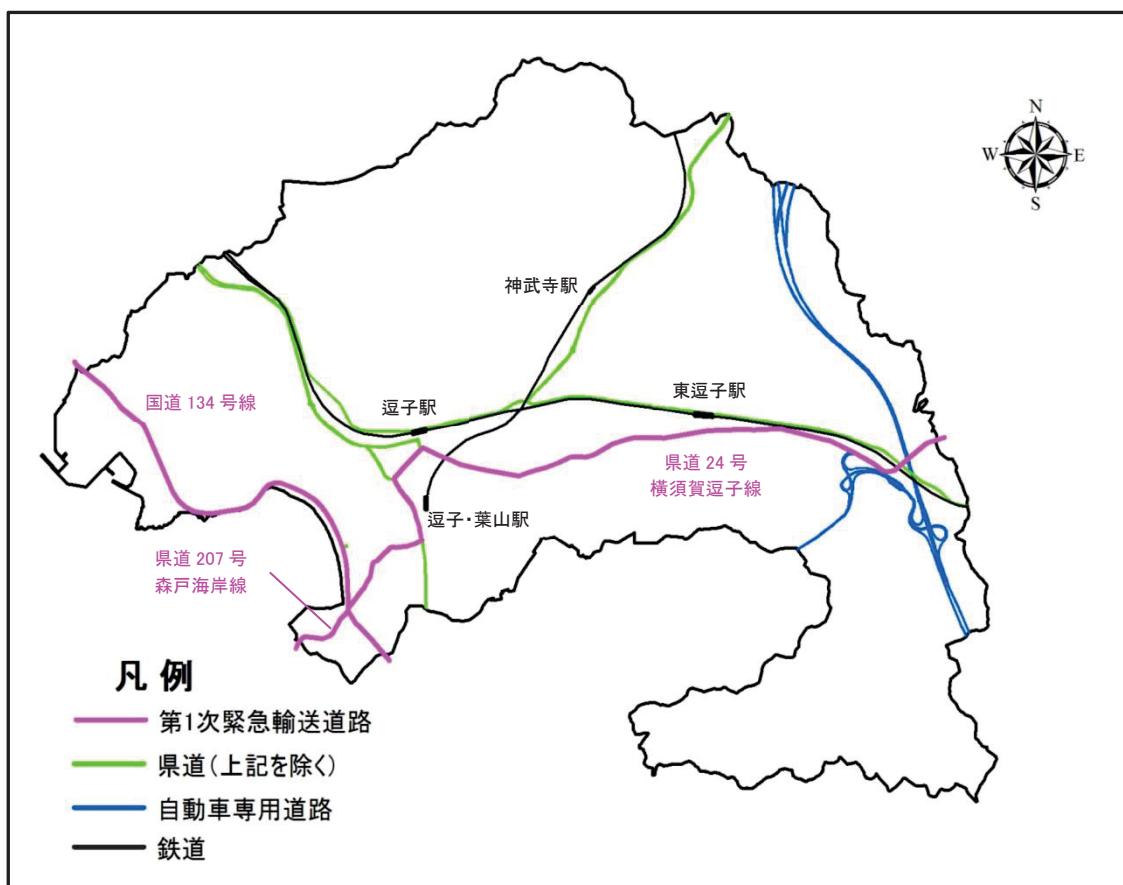


図 3-7 本計画で定める防災上重要な道路

本市における防災上重要な道路の沿道で円滑な避難を妨げるおそれのある特定建築物の要件を満たすものを抽出した結果を図 3-8 に示します。対象となる特定建築物は 156 棟あり、平成 27 年以降、旧耐震基準で建てられたものが除却されたもの、詳細な調査により対象外となったものがあり、昭和 57 年以降に建築された耐震性のあるものは 107 棟、昭和 56 年以前に建築されたものは 49 棟です。そのうち 6 棟が耐震改修工事、除却により耐震性が確保されたことから、耐震化率は 72.4% となっています。耐震性のない建築物は 43 棟あり、これらの耐震診断及び耐震改修の促進が課題となっています。

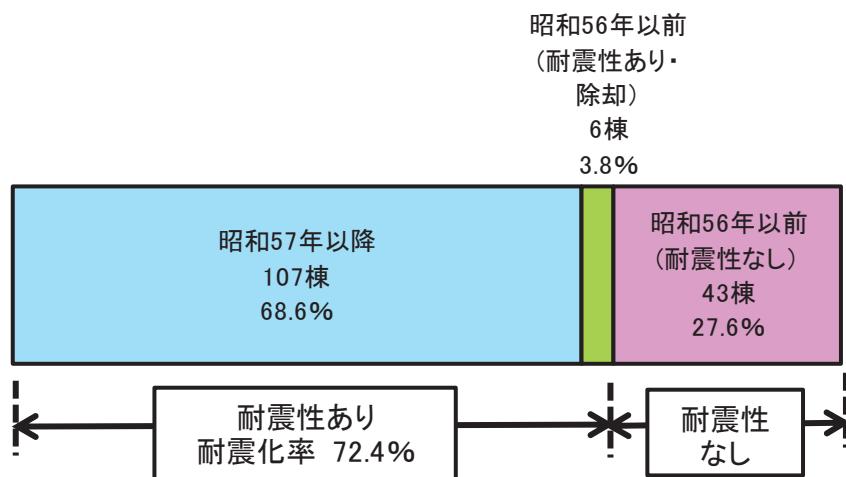


図 3-8 円滑な避難を妨げるおそれのある特定建築物等の耐震化の現状(令和 2 年)

地震時に通行を確保すべき防災上重要な道路である国道 134 号線、県道 24 号横須賀逗子線、県道 207 号森戸海岸線沿道にある旧耐震基準で建てられた建築物は 33 棟あります。特にこれらの建築物の耐震化を重点的に進める必要があります。

#### 才 要緊急安全確認大規模建築物（附則第 3 条）

本市には、要緊急安全確認大規模建築物が 4 棟あり、全て耐震性が確保されています。

以上のように本計画の対象となる特定建築物を集計した結果を表3-5に示します。

表3-5 特定建築物等の耐震化率の現状（単位：棟）

促進法 第14条	昭和57年以降 建築物 ①	昭和56年以前建築物		建築物数 ④=①+②	耐震性あり 建築物 ⑤=①+③	現状 耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性あり ②	③			
第1号 災害拠点 多数利用	42	32	21	74	63	85.1
第2号 危険物用途	18	2	1	20	19	95.0
第3号 通行妨げ 避難困難	107	49	6	156	113	72.4
計	167	83	28	250	195	78.0

令和2年の公共・民間をあわせた本市の特定建築物の耐震化率の現状は、災害時拠点や多数の人が利用する特定建築物等では85.1%となっています。また、危険物の貯蔵場・処理場の用に供する建築物の耐震化率は95.0%となっています。さらに、防災上重要な道路の沿道で円滑な避難を妨げるおそれのある特定建築物の耐震化率は72.4%となっています。

### 3. 耐震化の目標値の設定

対象となる住宅、特定建築物の耐震化の目標については、国との基本的な方針や県全体の進捗率を背景に現計画の達成率を考慮する中で、目標値の5年スライドを行うこととし、本市の住宅の令和7年度までの耐震化率の目標は戸建て住宅95%、共同住宅98%、住宅全体で96%とします。

特定建築物については、多数の者もが利用しており、耐震化を進めることが重要であることから、引き続き耐震化率の目標を設定します。目標数値の設定は、現状の用途別の耐震化率を勘案し、令和7年度までに特定建築物全体としての耐震化率を95%とすることを目標とします。

さらに令和12年度の目標としては、耐震性のない住宅等をおおむね解消することとします。

#### (1) 住宅の耐震化に関する目標値の設定と課題

表3-2で示したように、共同住宅については現状の耐震化率96.4%であり、平成27年度の目標耐震化率の95%を達成しました。一方、戸建て住宅の現状耐震化率は81.8%であり、耐震化率の向上が課題となっています。

令和7年度の目標耐震化率は共同住宅98%に対して、現在の建替え状況等が続くことで、目標値にほぼ近い耐震化率97.6%となると推計されます。

戸建て住宅については、令和7年度の推計耐震化率は85.0%であり、目標耐震化率95%を達成するには、今後約1,800戸の耐震化が必要です。

耐震改修だけではなく、旧耐震基準で建築された住宅の建替えや除却を促進することで、耐震化を促進する必要があります。

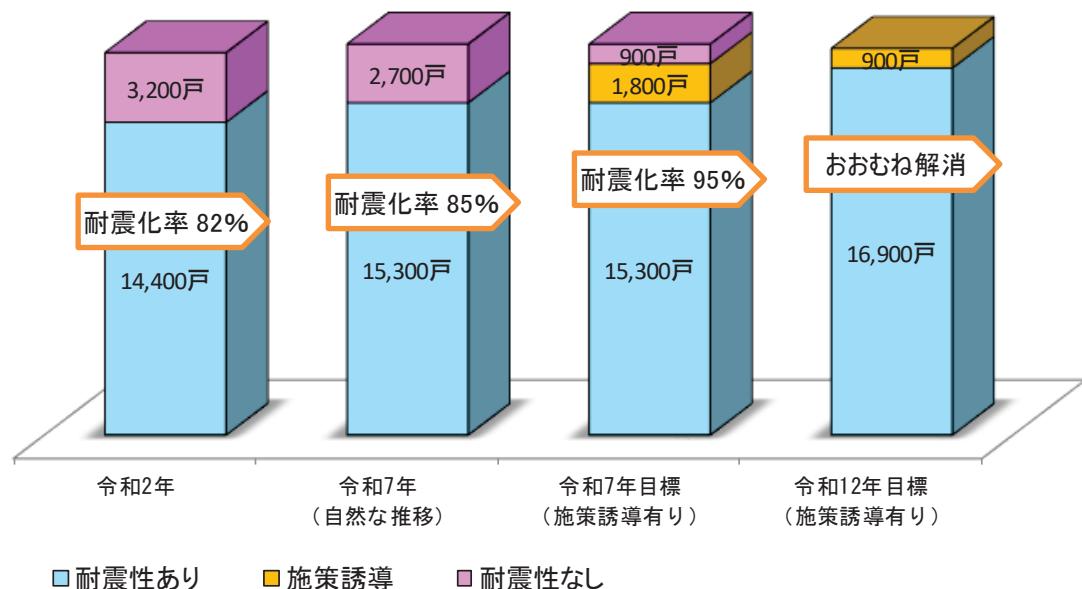


図3-9 本市における戸建て住宅の耐震化率の推移

※令和7年、12年の戸建て住宅総戸数は、逗子市人口ビジョン、国立社会保障人口問題研究所による推計値

本市の住宅の耐震化率は共同住宅よりも戸建て住宅において、相対的に耐震化率が低い状況にあることから、木造住宅に対して「簡易耐震診断」、「一般耐震診断」、「耐震補強工事（耐震設計、工事監理を含む）」、「耐震シェルター等の設置」を行う場合、その費用の一部を補助しています。

表 3-6 逗子市の木造住宅耐震診断・耐震補強工事等補助実績

(件数)

年度	簡易耐震診断	一般耐震診断	耐震補強工事	耐震シェルター等設置工事
平成 16 年	6 (2)			
17 年	24 (6)			
18 年	17 (1)			
19 年	33 (1)	10 (0)	1	
20 年	15 (1)	12 (0)	11	
21 年	21 (0)	14 (0)	6	
22 年	12 (0)	7 (0)	8	
23 年	33 (0)	33 (0)	9	
24 年	1 (0)	23 (1)	17	0
25 年	0 (0)	24 (1)	14	1
26 年	1 (0)	10 (0)	4	0
27 年	0 (0)	8 (0)	8	0
28 年	2 (0)	23 (0)	11	1
29 年	2 (0)	13 (0)	10	0
30 年	—	—	—	—
令和元年	0 (0)	7 (0)	1	0
累計	167	186	100	2

\* ( ) の数値は、診断の評価結果が、1以上（一応倒壊しない）となった件数。

\* 平成 19 年度から 23 年度までは、一般診断の補助を希望する者は必ず簡易診断を行うこととされていた。平成 24 年度、補助要綱の改正により簡易診断を行わずに一般診断を行った者についても補助対象とした。

\* 累計件数は、簡易診断が平成 16 年度、一般診断と補強工事は平成 19 年度、耐震シェルター等は平成 24 年度からの補助実績件数の累計である。

\* 平成 30 年度は、財政対策プログラムにより、補助事業を休止しました。

国が令和元年度に実施した住宅の耐震化に関するアンケート調査では、耐震改修を実施しない理由として、「費用負担が大きいから」、「古い家にお金をかけたくないから」との回答が多く、耐震改修に係る費用負担が課題となっています。また、旧耐震基準で建てられた住宅所有者の高齢化が進んでおり、費用負担の他にも、耐震化への意欲の低下が課題となっています。

その他、当分の間大地震は来ない、地震が来ても自分が住んでいる住宅は問題ないなど、住宅の耐震化を自分の問題として捉えていないことも耐震化の課題となっており、地震や耐震化に関する一層の周知啓発が重要となっています。

## (2) 特定建築物の耐震化に関する目標値の設定と課題

表 3-5 の結果を踏まえ、本市の特定建築物の耐震改修促進の目標は、用途別に公共・民間それぞれについて、次のように設定します。

- **促進法第 14 条第 1 号に該当する特定建築物**

公共建築物は全てにおいて耐震化率 100%を達成しています。

民間建築物のうち、災害時拠点となる建築物は耐震化率 100%を達成しています。

民間建築物のうち、不特定多数の人が利用する建築物では令和 7 年度で 90%、令和 12 年度では耐震性のないものをおおむね解消することを目指します。

民間建築物のうち、特定多数の人が利用する建築物では令和 7 年度 90%、令和 12 年度では耐震性のないものをおおむね解消することを目指します。

促進法第 14 条第 1 号に該当する特定建築物で、災害時の拠点となる学校等の建築物の耐震化は完了していますが、民間の店舗、事務所、賃貸住宅等の耐震化が遅れています。耐震性のないものが 6 棟あります。

建物所有者に対して耐震化を行うように働きかける必要があります。

- **促進法第 14 条第 2 号に該当する特定建築物**

危険物の用途に供する建築物においては、95%を目指します。

促進法第 14 条第 2 号に該当する特定建築物で、耐震性のないものが 1 棟あります。災害時の火災等を防ぐためにも耐震化を進める必要があります。

- **促進法第 14 条第 3 号に該当する特定建築物**

多数の者の避難を妨げる恐れのある建築物においては、令和 7 年度で 95%を令和 12 年度では耐震性のないものをおおむね解消することを目指します。

国道 134 号線、県道 24 号横須賀逗子線、県道 207 号森戸海岸線には、耐震性に不安のある建築物が 33 棟あります。災害時の安全な避難路や輸送路を確保するためにも、これらの建築物所有者に対しては、県と連携を図り、耐震診断・耐震改修工事を進めるように働きかける必要があります。

これらのそれぞれの用途において目標を達成することによって、特定建築物全体として 95%の耐震化率を実現することが可能となります。表 3-7 に、特定建築物の耐震化率の現状と用途別の目標を詳しく示します。

表 3-7 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の用途別の令和 7 年の目標（単位：棟）

特定建築物			昭和57年 以降建築物 (棟) ①	昭和56年 以前建築物 (棟) ②	建築物数 (棟) ③=①+②	耐震あり 建築物数 (棟) ④	現状 耐震化率 令和2年 (%) ④/③	目標 耐震化率 令和7年 (%)	必要量 (棟)	
法	用途									
促進法第14条第1号	(1)災害時の拠点となる建築物	市役所、消防署、幼稚園、小中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	21	17	38	38	100.0	100%	0	
		公共建築物	10	8	18	18	100.0	100%	0	
		民間建築物	11	9	20	20	100.0	100%	0	
	(2)不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル旅館、遊技場、銀行等	10	7	17	13	76.5	95%	3	
		公共建築物	5	3	8	8	100.0	100%	0	
		民間建築物	5	4	9	5	55.6	90%	3	
	(3)特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、事務所、工場等	11	8	19	12	63.2	92%	6	
		公共建築物	4	0	4	4	100.0	100%	0	
		民間建築物	7	8	15	8	53.3	90%	6	
	計		42	32	74	63	85.1	97%	9	
		公共建築物	19	11	30	30	100.0	100%	0	
		民間建築物	23	21	44	33	75.0	95%	9	
同第2号	(4)危険物の用途に供する建築物	危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	18	2	20	19	95.0	95%	1	
		公共建築物	0	1	1	1	100.0		0	
		民間建築物	18	1	19	18	94.7		1	
同第3号	(5)多数の者の避難を妨げる恐れるある建築物	地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物	107	49	156	113	72.4	95%	35	
		公共建築物	0	1	1	1	100.0	100%		
		民間建築物	107	48	155	112	72.3	95%	35	
合計			167	83	250	195	78.0	96%	45	
		公共建築物	19	13	32	32	100.0	100%	0	
		民間建築物	148	70	218	163	74.8	95%	45	

## 第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

### 1. 耐震改修等に係る基本的な取り組み方針

#### (1) 本市での役割分担について

本市の建築物の耐震化の現状は、市内に地域ぐるみの自主防災組織が立ち上がっているものの、大地震の発生が切迫した問題と意識されていない傾向にあり、市民等への防災意識等の普及・啓発活動が大きな課題となっています。また、戸建て住宅等の耐震化の工事を行う場合には、費用負担が大きいこと、旧耐震住宅所有者の高齢化が進んでいることから、耐震改修等が進んでいない状況にあります。

今後、本市の耐震化の促進にあたっては、これらの諸課題を踏まえ、建築物の所有者、市、関係機関・団体等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組むことが解決の大きな糸口となります。

戸建て住宅や特定建築物等の具体的な耐震化を進めるにあたっては、まず所有者自身が、建築物の耐震化の必要性や防災対策の重要性を自らの問題として認識し、かつ、地域住民等の自助努力により地域の課題として取り組むことが基本となります。

また、市民からの耐震化に関する各種の相談業務等に適切に対処できる受け入れ体制等を整備するためには、耐震改修等の技術を有する専門技術者の養成をはじめ、建築士や建築業者等との連携強化を図りながら、耐震化の促進に努める必要があります。

なお、本市は住民に最も身近な自治体として、地域の実状に即し、建築物の所有者が耐震改修を行いやすい環境を整えるため、所有者の負担軽減の支援策など必要な施策を検討するとともに、県や関係機関・団体等と連携を図りながら耐震化の促進にあたるものとします。

#### (2) 本市の特定建築物及び住宅に関する耐震化の基本的な取り組み方針

本市における特定建築物及び住宅に耐震化に関する諸課題の解決を図るため、次とおり基本的な取り組み方針を掲げます。

##### ア 戸建て住宅の耐震化の取り組み方針

震災時に戸建て住宅に住む市民の人的被害と物的被害を軽減するために、昭和 56 年以前に建築された旧耐震基準の戸建て住宅を対象に、その所有者の意識啓発に努めるとともに、耐震診断・耐震補強工事等の補助制度を継続実施し、耐震改修等の促進を支援していきます。

さらに、旧耐震基準で建築された住宅の築年数は 40 年以上が経過しており、建替えや除却が進んでいます。建替えや除却により耐震化率も向上することから、建替え、除却を促進する施策について検討します。

一方、新耐震基準で建築された住宅においても、2016 年(平成 28 年)に発生した熊本地震では、2000 年(平成 12 年)5 月までに建築された木造住宅において、小破・中破状況が多く確認されました。そのため、2000 年(平成 12 年)5 月の建築基準法の改正内

容である木造住宅の接合部等の状況を確認・検証するよう啓発に努めます。

#### **イ 市民等が利用する特定建築物の耐震化の取り組み方針**

多くの人々が利用する施設の震災による人的被害を軽減するため、物品販売業を営む店舗、旅館、事務所、賃貸住宅等を対象に、耐震化の必要性について周知・啓発を図ります。特に不特定多数の人が利用する店舗等は優先的に耐震化を図る必要があるため、積極的な耐震化の普及・啓発を実施します。

#### **ウ 防災上重要な道路沿線で避難を妨げるおそれのある特定建築物の耐震化の取り組み方針**

災害時における円滑な避難・救急・消防活動及び避難者への緊急物資等の輸送路を確保するため、県が指定する緊急輸送道路など防災上重要な道路を対象に、その沿道の建築物の倒壊により道路を塞ぐおそれのある建築物の耐震化は、非常に重要であるにもかかわらず、中々耐震化が進まない状況があります。建築物の倒壊が及ぼす影響の理解不足や耐震化にかかる費用が高額となることが要因と考えられます。今後、耐震化の意識啓発を進めるとともに、国・県と連携を図り耐震化の促進を進めます。

逗子市地域防災計画で第1次緊急輸送道路に指定されている国道134号線、県道24号横須賀逗子線、県道207号森戸海岸線の耐震化を優先し、第1次緊急輸送道路の耐震化が完了した後は、第2次緊急輸送道路に指定されている県道311号鎌倉葉山線、市道55号の沿道建築物の耐震化を推進することとします。

## 2. 耐震改修等の促進を図るための支援策

建築物の所有者に対し、耐震改修等にかかる税制上の優遇措置や現行の補助制度等を紹介するなど、建築物の耐震化に向けた耐震改修等の普及・啓発に積極的に取り組みます。

### (1) 耐震改修促進の助成方策

#### ア 木造住宅の耐震診断・耐震補強工事等の補助制度の継続実施

本市では、木造住宅の耐震化を図り震災に強いまちづくりを推進するため、耐震診断・耐震補強工事に係る費用の一部を補助する制度を設けています。現在、戸建て住宅の耐震化率が低い状況から、今後も、木造住宅の所有者が耐震診断と耐震補強工事を行う際の費用負担の軽減の支援を通じて、住宅の耐震改修促進を図っていきます。

表 4-1 木造住宅の耐震診断・耐震補強工事等補助制度の概要

項目	制度の概要
補助条件	<p>①1981年(昭和56年)5月31日以前に建築確認を得て着工された2階建て以下の戸建て木造住宅(居住部分が床面積の1/2以上の兼用住宅を含む)であること</p> <p>②申請者が市内に住所を有し、対象となる建築物を所有し、現に居住していること</p> <p>③申請者が市税を滞納していないこと</p>
耐震化補助内容	<p>【簡易耐震診断】(平成16年度から実施)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>内容:図面と現地目視で行う診断</li><li>補助:費用2万円のうち、1万5千円</li></ul> <p>【一般耐震診断】(平成19年10月から実施)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>内容:図面と現場を照合し、建物の傾きや腐食、天井裏や床下の状況などの調査による診断</li><li>補助:費用7万円のうち、4万円</li></ul> <p>【耐震補強工事等】(平成19年10月から実施)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>内容:一般耐震診断の総合評点1.0未満(地震で倒壊する危険性が高い)と診断された木造住宅を1.0以上に補強する工事</li><li>補助:費用の1/2(上限50万円)</li></ul> <p>【耐震シェルター】(平成24年4月から実施)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>簡易耐震又は一般耐震診断の総合評点1.0未満と診断された木造住宅において、耐震シェルター等の設置を行う工事</li><li>補助:費用の1/2(上限25万円)</li></ul>

\* 上記補助制度のうち、【簡易耐震診断】及び【耐震シェルター】については見直しを検討しています。

注) 補助制度を受けるためには、事前に申請など手続が必要です。

#### イ 緊急輸送道路の沿道特定建築物の耐震化補助制度の継続実施

本計画で位置づけられた第一次緊急輸送道路に指定されている道路の沿道にある特定建築物の所有者が耐震診断を行う場合に、その費用の一部を補助する制度を設置しています。

表 4-2 緊急輸送道路の沿道特定建築物の耐震診断補助制度

項目	制度の概要
補助条件	本計画において位置づけられた道路沿いの建築物の所有者で次の条件のいずれにも該当するもの。 ①1981年（昭和56年）5月31日以前に建築確認を得て着工された建築物。 ②促進法第14条第3号に規定する建築物。 ③所有者または管理者が市税を滞納していないもの。 ④当該補助金の交付決定通知日以降、当該年度の2月末日までに耐震診断を終了し、完了実績報告書を提出できる者
補助内容	耐震診断に要した費用又は床面積に1平方メートルにつき3,600円を乗じた額のいずれか低い額の3分の2を乗じて得た額。 ただし、1棟120万円を上限とする。

#### （2）税の特例措置の紹介

耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するため、住宅の耐震改修に関する税の特例措置を紹介し、その活用を促していきます。

表 4-3 耐震改修における所得税及び固定資産税の特例措置

税制概要	耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するための税の特例措置（住宅に係る耐震改修促進税制、注1）
対象区域	地域住宅計画の区域、耐震改修促進計画の区域等
所得税の特例措置	令和3年12月末日までに耐震改修工事を行った場合、所得税の控除が受けられる場合があります。
固定資産税の特例措置	令和4年3月末日までに一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額が受けられる場合があります。

注1) 特例措置の対象となる家屋の条件があります。

### (3)各種認定制度等による耐震化促進

平成 25 年の促進法の改正では、建築物の耐震改修の促進策が複数設けられました。

本市では県と連携して、これら耐震改修促進法の各種認定制度を活用して建築物の耐震化を促進していきます。

#### ア 耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和（促進法第 17 条）

これまで、耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用できない耐震改修工法がありました。

今後、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率、建ぺい率の特例措置が認められ、耐震改修工法の拡大が図れます。

#### イ 建築物の地震に対する安全性の表示制度（促進法第 22 条）

建築物の所有者は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示できます。

#### ウ 区分所有建築物の議決要件の緩和（3/4→1/2）（促進法第 25 条）

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。

これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する共用部分の変更決議について、3/4 以上から 1/2 超（過半数）に緩和されます。

### **3. 耐震化に向けた環境の整備**

#### **(1) 関係機関・団体等との連携による講習会等の実施**

県や神奈川県建築士協会等と連携し、耐震改修の促進に必要な専門知識や技術向上を図るための講習会等を実施し、市内の耐震改修等を行う建築業者の技術力の維持向上に努めます。また、防災週間や市内イベント行事などの機会を活用し、本市の自主防災組織と連携し、講演会等の開催により、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、教育関係機関との連携による小中学校の児童生徒などへの防災教育の普及を図り、家庭での意識啓発についても推進を図っていきます。

#### **(2) 特定既存耐震不適格建築物所有者への耐震情報の周知及び助言**

特定既存耐震不適格建築物の所有者が計画的に耐震改修等を行えるよう、耐震化に必要な情報の提供に努めるとともに、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に働きかけます。

#### **(3) 自主防災組織等との連携**

耐震改修の促進は、地域における耐震化の意識を高めることが重要です。また、災害時の避難や消火活動は、地域で組織された自主防災組織により共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織等との連携を図り、建築物の耐震改修の促進に取り組みます。

#### **(4) 避難所の3密状態を回避するための住宅耐震化の重要性の周知**

新型コロナウィルス感染症流行時に、大規模地震が発災した場合の避難所の3密状態の問題など「自宅に居ること居られること」の重要性を周知し、耐震化の普及啓発等を積極的に行います。

## 4. その他の安全対策の推進

### (1) ブロック塀等の倒壊防止対策

地震発生時には、倒壊したブロック塀等の下敷きになり、多くの死傷者が発生することが危惧されています。平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊により尊い命が失われました。

倒壊の恐れがあるブロック塀は、危険なうえに道路等を塞ぎ、避難や救助活動を妨げます。塀等の倒壊に起因する損害は、原則所有者の責任となります。

本市では、自主防災組織等と連携し、児童、生徒が通行する通学路などを重点的に、危険箇所の把握・指導を行っており、今後も引き続きこれらの施策を推進していきます。

#### ア ブロック塀点検の普及啓発

本市では「ブロック塀の点検のチェックポイント」を市ホームページで公開しています。ブロック塀所有者に対して、塀の点検と危険と判断された場合の早急な対応を働きかけていきます。

#### イ 危険なブロック塀などの撤去費用助成制度の実施

本市では、危険なブロック塀等を撤去するための工事費用の一部を補助する制度を平成31年4月より設けており、積極的な活用を図っていきます。

表4-4 危険なブロック塀などの撤去費用助成制度

項目	制度の概要
補助条件	次の条件のいずれにも該当するもの。 ①地震等の災害時に避難所等まで避難する通り抜け可能な道に面したもの。 ②ブロック塀の延長が1mを超え、かつ道路面から高さ1mを超えるもの。 ③点検において改善を要するとされたもの。 ④市内ブロック塀等の所有者または管理者で市税を滞納していないもの
補助内容	ブロック塀の撤去工事にかかる費用の3分の2の額。ただし20万円を上限とする。

注) 撤去工事は原則市内に住所又は事務所を有する業者に委託してください。

撤去後、生垣をつくる場合は、別に緑政課で助成制度があります。

セットバックが必要な敷地にあるものについては、全部撤去をしてください。

\*本計画において、避難路は、住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路（「逗子市耐震改修計画避難路」図）とします。

## **(2) 家具等の固定による転倒防止対策**

屋内の家具や棚等が、地震の揺れによって転倒することにより、多数の死傷者が発生することを防止するため、家具や棚等の固定を行う方法を紹介し、自助努力による安全対策を支援していきます。

## **(3) 居室・寝室などの部分的な耐震性に関する防災用具等の活用**

屋内的一部の居室や主な居住空間の安全性を応急確保することが人的被害の抑制に効果的です。

## **(4) 窓ガラスの飛散防止・屋外看板及び大規模空間の天井落下等の防止対策**

これまで国内で発生した大地震では、オフィスビルの窓ガラスの落下により通行人に負傷者が出るなどの被害が出ています。また、スポーツ施設の天井が落下し多数の利用者が負傷したり、ビルや店舗等の屋外に取り付けてある看板や外壁タイルの落下事故も出ております。

これらの震災の教訓を踏まえ、危険が想定される箇所に対しては、防止対策を行うよう啓発・指導等を行っていきます。

## **(5) 土砂災害警戒区域等の対策**

土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、がけ崩れ、土石流等により人家に被害を及ぼすおそれのある箇所や、今後新規の住宅立地等が見込まれる区域に被害を及ぼすおそれのある箇所について、県と連携し、危険箇所を把握するとともに、関係する土地所有者等に対し、その安全対策について指導・助言を行っていきます。

## **(6) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減**

大規模地震により緊急輸送路を閉塞するなど、社会的に重大な被害が起こり得る土砂災害から住宅市街地を保全するため、県等の関係機関と協力し、対策に努めます。

## **(7) 宅地の液状化対策**

これまで発生した大地震では、液状化の被害が発生しているため、県と連携して、液状化が起こりやすい土地の判定方法や建築物の液状化対策工法等の情報提供についても検討します。

## **(8) 盛土造成地の地盤対策**

県が作成した、一定規模以上の盛土造成地の位置を示した「大規模盛土造成地マップ」を用いて、大規模盛土造成地の周知と防災意識の向上を図ります。

## 第5章 地震被害軽減に向けた市民等への意識啓発

### 1. ハザードマップの整備

本市では、津波避難施設や避難場所を記した津波ハザードマップ、大雨の時の避難所を記した土砂災害ハザードマップを作成して公表しています。また、地震への備えに関する情報、災害情報、防災に関するイベントやセミナーについても情報提供を行っています。防災情報とあわせて、建築物の耐震化に関する情報提供を行い、住宅・建築物等の耐震化への更なる意識啓発を図っていきます。

### 2. 指導体制、普及・啓発等の強化

建築士や建築業者などの民間の専門家との連携強化に努め、公共と民間の協働により、耐震改修等の助言・指導や各種補助事業の紹介などのほか、市民からの耐震化の建築相談にも応じることができるように相談・指導体制の強化に向けて整備を進めています。

#### (1) 広報誌やホームページによる耐震化の普及・啓発活動

広報誌やホームページを効果的に活用し、耐震改修等にかかる情報提供や耐震化の重要性などの普及・啓発活動の取り組みを行っています。

今後は、耐震化が特に必要な地域について、チラシの配布を行うなどの積極的な普及・啓発活動を行い、市民の理解と協力を求めていきます。

#### (2) 講習会やシンポジウム等の開催による防災教育

耐震化の目的意識を高めるため、防災に関するイベントやセミナーと連携して、震災教育を継承する防災教育の推進、住宅の耐震改修や防災用具等の活用の事例紹介等を行い、市民の意識啓発と防災知識の普及を図っていきます。

#### (3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導促進

建築業者や神奈川県建築士事務所協会等と連携し、広報誌やホームページを活用して、低コストで良質な耐震改修法の事例を紹介するなど、市民等へ知識の普及・啓発に努めながら、リフォームにあわせた耐震改修の促進誘導を図っていきます。

### 3. 地域住民等との連携による普及・啓発活動

#### (1) 自主防災組織の加入率の向上と意識啓発

逗子市総合計画では、災害に強い安全な地域社会をつくり、市民自らが自分のことは自分で守れるまちづくりをめざし、自主防災組織加入の取り組みについて組織加入率を80%に高める目標を掲げています。令和2年7月1日現在の組織加入率は72.04%となっており、71団体が組織されています。

今後も、自主防災組織の加入率を高めるとともに、耐震化の普及・啓発活動についても自主防災組織との連携を図り、防災訓練等を通して、地震被害の軽減に向けて取り組んでいきます。

表5-1 本市の自主防災組織（世帯加入率 令和2年7月1日現在）

区分 地域	組織数	加入世帯数 (世帯) (A)	地域別世帯数 (世帯) (B)	対世帯加入率 (%) (A) / (B) × 100
逗子	21	1,684	2,997	56.18
桜山	13	2,775	4,773	58.13
沼間	17	3,374	3,909	86.31
池子	8	2,015	2,558	78.77
山の根	3	918	1,197	76.69
久木	2	2,846	4,013	70.91
小坪	12	2,968	3,565	83.25
新宿	4	1,323	1,838	71.98
計	71	17,903	24,850	72.04

#### (2) 災害ボランティア活動円滑化のための関係機関との連携

地震時に災害ボランティア活動を効率よく展開し、円滑な受け入れ体制が整うよう、平常時から市、逗子市社会福祉協議会、逗子災害ボランティアネットワーク等と連携し、地震に備えた事前対策の充実を図っていきます。



## 逗子市耐震改修促進計画

発 行 逗子市（令和3年3月）

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号

逗子市 環境都市部 まちづくり景観課

TEL 046-873-1111（代表）

FAX 046-873-4520

E-mail machi@city.zushi.kanagawa.jp